

会 議 録

1 会議の名称

みんなで創る自治基本条例市民会議 第23回代表者会

2 開催日時

平成19年11月5日（月）午後6時30分～午後8時05分

3 開催場所

上越市役所 第1庁舎3階 302会議室

4 出席した者（傍聴人を除く）の氏名（敬称略）

・委員（代表者）：12人中10人出席

平野通子、増田和昭、君波豊、田村安男、今井不二子、小田武彦、
横倉進、横山文男、種岡淳一、横山郁代

・事務局

高橋企画政策課長

青山主任、石黒主任

笹川法務室長

5 議題（公開・非公開の別）

(1) 自治基本条例に関する提言書（素案）の検討（公開）

6 傍聴人の数

なし

7 内容

（事務局：青山主任）

- ・ 定刻となったので、第23回目のみんなで創る自治基本条例市民会議代表者会を始めさせていただきます。
- ・ 本日の代表者会は、前回皆さんから、市議会の自治基本問題調査特別委員会（以下、特別委員会）からのご意見に対する考え方としてご議論いただいたものについて、事務局で整理させていただき、修正案について検討いただく。
- ・ 最初に資料の説明であるが、**資料1**は、特別委員会からのご意見に対する、前文の修正案とご議論の集約表であり、**資料2**は、その他の自治基本条例全体に関わる該当部分だけを抜き出したものをまとめさせていただいた。**資料3**は、市民、市議会、市長の三者の権利・権限・責務の記述の仕方についてレベル合わせを行う必要があるとのご意見を受けて、それをわかりやすくまとめたものである。**資料4**は、代表者会以外の市民会議の委員の皆さんから意見提出シートとして提出いただいたご意見をまとめたものである。

（事務局：高橋企画政策課長）

挨拶

- ・ 代表者の皆様には、大変感謝申し上げます。
- ・ 本日は、地域自治区の説明会（会場：レインボーセンター）と日程が重なっており、大変申し訳ないが、池田自治推進室長はそちらの方に出席させていただいている。
- ・ これまで長期間に渡り皆さんから熱心にご検討いただいたところであるが、もうひとつがんばり、最後の締めをしっかりとご審議、ご意見いただければと思う。何卒よろしくお願いしたい。
- ・ 特別委員会からのご意見について前回の代表者会において皆さんからご意見を頂戴したものを事務局で整理させていただいた。限られた時間の中で作業をさせていただいたところであるが、最後のご議論ということでよろしくお願いしたい。

資料1 「前文」

説明、意見交換

（事務局：石黒主任）

- ・ 資料の見方としては、左の方は各項目、それから市議会（特別委員会）からのご意見、それからこの前文に関しては提言書の素案の修正前と後を並べてある。それからその左記に関する考え方を記載してある。
- ・ 「左記の考え方」のところに A、B、C と書いてあるが、これは何かと言うと、下に凡例が書いてあるが、それぞれの質問項目、意見に対して概ねどのような方向で答えているかということを整理してある。
- ・ A と書いてあるのは、市議会からのご提案のとおり修正することである。
- ・ B と書いてあるのは、ご提案の趣旨を踏まえてということで、必ずしもご指摘のあったとおりではないが、その趣旨を汲んだ中で対案を出したという形のものである。
- ・ C と書いてあるのは、提言書、素案のとおりとするもので、修正がないものである。
- ・ D と書いてあるのは、提言書の素案について、再度ご指摘を受けたものを含めながら精査して、再検討した結果、修正するものである。
- ・ それでは「前文」についてご説明する。一番右の項目を上から順に追っていく。
- ・ 最初のご指摘が、『共生』という文字を、重要なキーワードということで入れるべき」というものである。こちらについては、「共生」は上越市の自治を考える上で重要なキーワードなので訂正するという形にしてある。こちらは前回のご議論でそのようなお話になっていた。ただ、その書き方として、対応案の真中の辺りをご覧くださいと、『共生』の考え方により人と人、地域と地域が互いに支えあいながら…」という形になっている。これは前後の文脈もあるので、今一度ご判断いただきたい。
- ・ 次に、『しかし』という2段落目冒頭の表現が文言上おかしいのではないか」ということで、前回のご議論を受けて「こうした中」と直してある。
- ・ 次に、「条例全体のインパクト」ということであるが、これについては、現在の文章で十分思いが込められていると整理した。
- ・ それから、「声に出して響きのよいように」ということについて、これについては市議会からのご指摘も受けた中で、十分なものとなったと思っていることと、「上越市らしさを入れたい」ということについては、個々の文言ではなく、条例全体で示しているという考え方である。
- ・ 次に、「合併により誕生したこと」、「市民主権、市民自治、新たな自治の出発」とい

うことについては、現在の表現で十分であると考えたと整理した。

- ・『『少子化・高齢化』は『少子高齢化』の方がよい』については、これは別の事象であることから、分けて書いた方がよいと整理した。
- ・『『私たちに～考える契機』を『私たちに～考えさせる契機』とすべき』については、ご指摘のとおり修正すると整理した。
- ・『『何より必要』は『何よりも必要』の方がよい』については、これらはご指摘のとおり、声に読んだときに「も」が入った方が力強くなるということから、そのように修正すると整理した。
- ・一番最後にある「歴史的な意義」や「新しい自治体の設立の宣言」というお考えについては、本条例の制定は、これまでの取組を尊重した上で、自治の主体としての権利と責務を改めて認識し、自治を一層推進していくということで、これは「改めて」という部分や、「これまでの取組を尊重したい」という皆さんのご意見から、修正しないこととして整理した。
- ・**資料 4**をご覧ください。**資料 4**で代表者会以外の委員の皆さんからもご意見を頂戴しており、こちらについても前文では全部で 5 件ご意見があった。基本的には、『『共生』についてはどこかに入れてもよいのではないか』というものであり、「新しい共生都市上越市のまちづくりにおいて」という新しいご提案もあった。
- ・「しかし」の表現については、直すということでご意見があった。「別の表現にする」あるいは「一つ目と二つ目の段落をくっつける」とのご意見であった。
- ・「私たちに～考えさせる」は、文脈で「考えさせる」の方がよいとのご意見であった。
- ・以上のように、今回の修正案については、代表者会以外の委員の皆さんからのご意見は反映できているものと考えている。
- ・それでは、「前文」について、特に修正案の内容と考え方について、皆さんからご意見をいただきたい。なお、特別委員会に市民会議としてのご意見をまたお返しするわけであるが、そういう中で、この「考え方」というところは、ほぼこのままの言葉でお返しするというご認識でお願いしたい。

(代表者会全員)

- ・ 修正案について、了解

資料 2 「個別規定」

「目的」

説明、意見交換

(事務局：石黒主任)

- ・ **資料 2**の 1 ページ目の「目的」について、「自主自立のまちの実現は最終目的ではない」ということであるが、前回のご議論の中で、「これは自治基本条例だということ」と、「こういう目的を言い出すと全てのものがこういう目標になってしまうのではないか」というご意見もあったが、そのようなところも含めて、考え方と対応案を示してある。
- ・ 対応案については、提言書の素案の 4 ページ目を見ていただくと、最後に一文を追加するという形になっている。前の方の文章は条例の組立を説明しているので、敢えて、その最後に自主自立のまちについて説明を加えてある。これは新市建設計画の中でも

謳ってあるという皆さんのご意見であったので、説明を補足する意味でも、参考としてそのまま該当部分を載せている。

- ・ このような形でいかがか。

(代表者会全員)

- ・ 了解

「定義」

説明、意見交換

(事務局：石黒主任)

- ・ こちらは前回でも、代表者会以外の委員からもご意見があった。「対等なものとして尊重する考えの下、公共的な目的を果たす」ということで、「市政運営の」というのはカットして整理している。
- ・ このような形でいかがか。

(代表者会全員)

- ・ 了解

「自治の基本原則」

説明、意見交換

(事務局：石黒主任)

- ・ こちらについては、「自治の基本原則」で掲げている言葉についてご提案があった。「市民参画の原則」については、「参画の機会の保障」というご提案であったが、その考え方のところをご覧いただきたい。
- ・ 「自治の基本原則」では、「市民参画を基本として市政運営を行う」という原則を示す必要があり、提案のあった「参画の機会の保障」では不十分であると整理した。なお、現在の案文は、「市民参画の機会の保障」しか述べていないため、内容を精査することから、基本的には「市民参画の原則」の名前はそのまま、その案文の市民参画の説明の部分を、「市民参画を基本として市政運営を行うこと」ということで修正した。
- ・ 「自治の基本原則」の説明であるが、ここも説明箇所については、参画機会の保障のことを説明してある。こちらについては、後段の「7（2）市民参画」でしっかり述べるということであったので、ここでは敢えて簡略化してある。
- ・ 併せて下の方も見ていただきたい。では、「市民参画」の部分でどう書いているかというと、これは1つの条文を二つに分割した。
- ・ まず1項として、「市議会及び市長等は、市民参画を推進するため、市民参画の機会を保障しなければならない」とし、2項としては、「市議会及び市長等は、市民参画に関する制度の整備をするとともに、その周知を図り、市民参画に関する市民の意識を高めるよう努めなければならない」として、1項で「機会の保障」を謳いながら、2項で「制度の整備と周知」という形で整理をしてある。前回のご議論のとおりである。
- ・ なお、その説明の箇所を少し整理してある。提言書の27ページから28ページの部分であるが、こちらについても1点目、2点目というふうに分けて説明してある。
- ・ 1点目は、「市議会及び市長等は、市民参画の原則に基づき、これを推進するため、あ

らゆる市民に市民参画の機会を平等に保障しなければならない」ことを定めており、あらゆる市民という気持ちも入っているかと思う。

- ・ 2点目は、「制度の整備と機会を保障する」というところで、文言を若干整理してある。
- ・ このような形で二つの項目を分けた形で整理してあるが、いかがか。
- ・ 代表者以外の委員のご意見も資料4の真中にある。こちらについては、特別委員会からのご提案の方がよいのではないかとということで、修正する必要があるのではないかとのご意見である。ただ、考え方については、前回のご議論では、修正しなくてよいのではないかとということであった。いかがか。

(事務局：笹川法務室長)

- ・ 1点目の説明の「平等に保障しなければならない」というところで、「平等」と入っているが、多選禁止や地域への配慮というのが別にある中で、「平等」という言葉がそこに入っていることが、他で言っていることと合っていないのではないか。「あらゆる市民に選択の機会を保障しなければならない」だけで、「平等に」という言葉がない方が、後で書いてあることとのバランスからいってもよいのではないか。

(事務局：石黒主任)

- ・ 後から出てくるが、「審議会」のところでもいろいろ規定は書いている。

(1班：増田委員)

- ・ ここにある「平等」という2文字については、それほど意味があるものではない。抜いても何らこの文言の考え方は変わらないので、それであれば抜いておいた方がよい。

(事務局：石黒主任)

- ・ それでは、「平等」という言葉は書かないことでよろしいか。

(代表者会全員)

- ・ 了解

(事務局：石黒主任)

- ・ 「多様性の原則」については、考え方としては、ご提案のあった『個性の尊重と相互理解』とした場合には、「人」や「地域」の多様性が伝わりにくいこと、また、「人」に関する個性のイメージが強くなり、地域の歴史、文化及び価値観なども尊重するというニュアンスが伝わりづらくなる」として、前回のご議論が整理されている。よろしいか。

(代表者会全員)

- ・ 了解

「市民の権利」

説明、意見交換

(事務局：石黒主任)

- ・ 資料3をご覧ください。資料3は、修正前と後で、市民・市議会・市長の三者の権利・権限・責務がそれぞれ並べてある。これらについては、三つ並べて表記のバランスを取る必要があるというご指摘もあったことから、修正してある。大まかな考え方として見ていただきたい。
- ・ 修正後の資料で話を進めていくが、市民は「自治の主体として」とあるが、三者がそ

れぞれ自治の主体である。ただ、それぞれ役回りがあり、市議会の方では、「市民の信託を受けた議事機関として」と入っている。市長のところでは、「執行機関として」というのが網掛けで入っているが、これは元々、「市民の代表として」となっていた。ただ、同じような条文であれば、同じ組立にしようという考え方で整理をし、ここは「執行機関」という言葉を入れたらどうかという話になったので、「執行機関として」と敢えて入れてある。

- それから、「市議会」は1項だけであるが、「市民」と「市長」については3項まである。それぞれの構造としては、最初に「市民は自治の主体として」、「市議会は議事機関として」、「市長は執行機関として」と最初に立場を言っている。その後に「地方自治法に定めるところにより…」と地方自治法で定めているものを言っている。全部同じ組立にしてある。
- その上で、「市民の権利」については、市議会からのご指摘の中には、いろいろな直接請求も含めて全部書いてあったが、多少まとめてこのような書き方にしてある。細かい点はまた後ほど見ていきたい。
- それで、敢えて「市民」のところについては、2項のところに「市民は、前項に規定するもののほか」ということで、前の1項だったものをそのまま載せてある。これは、基本的に地方自治法でいろいろと権利は定められているものの、特にこの「自治を推進していく中で大事なものはこの三つだ」と明確化する意味で、このような形にしてある。3項はスライドしてそのままである。
- 「市議会」については、「市政運営を監視するということも本来の権限ではないか」ということで、それも整理した中で入れてある。ただ、こちらについては、「市政運営を監視する」というのが本来の権限かどうかという部分もある。権限として、それだけ単独で起こすのではなく、今の考え方としては、あくまで議事機関であり、議事機関としてその団体意思の決定をする、その中で当然必要になってくるということで、このような形にしてある。
- 市長の権限については、2項の中で、少しくどくなるが、「地方自治法に定めるところにより」と入れてある。
- 責務については、それぞれまた冒頭に、「市民」は「自治の主体として」、「市議会」は、「全市的な視点」というふうになっていたが、「市民の代表として」をここに入れた。それで「市長」も同じく「市民の代表として」というのがなかったのが、必ずみんな「責務」のところで最初にそれを謳っている。「全市的な視点」というのは重要な視点であるとのことであったので、敢えてそのまま残してある。
- 「市民の責務」であるが、「市民」は「市民参画、協働、その他の権利の行使」とあるが、これについては、「その他の権利の行使」というのを加えた。これは何かというと、「権利」の中で謳っている1項、2項で掲げているもの以外という考え方である。
- 「市議会の責務」では、「私たちのまちを健全な状態で次世代に引き継ぐための」として「私たちのまち」とあったが、これは表記的にバランスが取れないので、やはり条文的に考えて、最初に「市」という定義もしているので、「市を健全な状態で次世代に引き継ぐ～」としてある。
- それから、(1)で「市民の代表としての意思決定」を「市の意思決定」に直している

が、これは、住民自治、団体自治のうちの団体自治という観点で市議会が唯一持っている権利であることから、そのようにしてある。「責務」のところは横並びで見ただくと整理をしてある。

- ・ 3 項は、市議会議員についても「市民の代表」という立場を敢えて書かせていただいた。
- ・ 「市長」のところの「市長以外の執行機関」と「職員」の規定については、明確な上下の関係もあることから、そのまま直さずに、横並びに整理をしている。
- ・ このような整理の仕方を踏まえた上で、「市民の権利」の話に戻るが、まずこちらでは、「直接民主主義の諸権利を明らかにする」など、地方自治法に定めているものを事細かにご提案いただいたが、こちらについては先ほどの考え方の中で、考え方として、「本条例における自治の主体の権利に関する規定は、地方自治法などで定められている個別具体的な権利を列挙することを本来的な目的としていない」と整理している。
- ・ また、ご提案のあった「市民投票の請求」については、「意思表示の権利であるということで、『市民参画』の中に入るのではないか」ということであったが、そのようなことも踏まえて、今ほどのような三者のバランスを整理する必要があるという形で対応案を整理した。
- ・ 提言書の 8 頁、「市民の権利」の案文としては、「市民は自治の主体として、地方自治法に定めるところにより、市民の代表を選び、条例の制定又は改廃等の直接請求を行う等の権利を有し、これを行行使することができる」という形でまとめている。
- ・ 2 項で、「前項で規定するもののほか」という形で元の条文に戻るが、その説明については、まず 1 点目は選挙権、直接請求等、地方自治法で定められている市民の権利について改めて明らかにしている。ここでは、「市民が、自ら市長や市議会議員に立候補し、又は投票することにより代表者を選ぶとともに、市政運営を監視し、市民の意思に沿わない市政が行われている場合には、一定のルールの下、条例の制定又は改廃、市議会の解散又は、市議会議員及び市長の解職、事務の監査、住民監査などを求め、直接権利を行行使できることを明らかにしています」ということで、実質的には、解説の中で市議会からご指摘のあったものはほとんど含んでいる。
- ・ その上で 2 点目については、「地方自治法に定める権利のほか、自治を推進していくための市民の基本的な三つの権利について明らかにするものです」ということで、敢えてこれを入れている理由を書いている。
- ・ 「市民の権利」の中で、日本共産党議員団から「サービスを享受」を「サービスを平等に享受」とすべきというご指摘があったが、これについては、前回のご議論で、結果の平等ではなく、機会の平等だということであり、提言書のままにさせていただいた。
- ・ 「市民の権利」については、このような整理でよろしいか。

(代表者会全員)

- ・ 了解

「市議会の権限」

説明、意見交換

(事務局：石黒主任)

- ・ここは、先ほど申し上げた「市政運営の監視」のところで、「しっかり権限のところで明記すべき」ということであった。条文の形としても整理はしてあるが、よろしいか。
- ・こちらは代表者会以外の委員からご意見が出ているので、ご確認いただきたい。ここは法務室に確認し、「権限」に加えるというご意見であったので、そのように協議させていただいている。これでよろしいか。

(代表者会全員)

- ・了解

「市議会の責務」

説明、意見交換

(事務局：石黒主任)

- ・「私たちのまち」と「全市的」という部分のご指摘であるが、こちらは提案の趣旨を踏まえて修正するが、ただ、「全市的」という視点は大事なので削除できないということで整理してある。
- ・こちらも代表者会以外の委員からご意見をいただいている。そのご意見は、「確かに『私たち』という表現は前文以外に見当たらない。『市民の代表としての意思決定』ということは議員の責務となるかもしれない。ここでは、市議会の責務であるから『市としての意思』を決定する機能であろう」ということであった。概ね修正案もそのような趣旨を汲んでいると思うが、このような整理でよろしいか。

(代表者会全員)

- ・了解

「市議会」、「市長等」

説明、意見交換

(事務局：石黒主任)

- ・3章、4章共通であるが、「市議会」、「市長等」である。ここの議事機関と執行機関の対比など、表記上の整理である。
- ・こちらは、先ほど見ていただいた整理の仕方で全部整理してある。右の対応案のところを見ていただくと、「責務」のところは「市民の代表として」を入れてある。それから「全市的」は残し、「市を健全な状態で引き継ぐ」、「市の意思決定機能」、それから「市議会議員の責務」に取って「市民の代表として」を入れ、「市長の権限」には「執行機関としての立場」をしっかりと明記し、「地方自治法に定める」ということを入れた。「市長の責務」のところにも「市民の代表として」として、立場を明確にした。先ほどの横並びの整理で概ね整合がとれていると考えるが、これでよろしいか。

(代表者会全員)

- ・了解

「市政運営」

説明、意見交換

(事務局：石黒主任)

- ・ いくつか「議会」という略称で書いてしまっているところがあるが、これはご指摘のとおり修正したい。

(代表者会全員)

- ・ 了解

「市政運営の基本原則」

説明、意見交換

(事務局：石黒主任)

- ・ ここでは、市政運営を「戦略的に」とあったのを「積極的に」に換えるべきではないかということである。ただ、「戦略的に」には、様々な資源を適切にいかしていくという自治体経営の観点の必要性を伝える趣旨があり、現在の「戦略的に」という言葉の方がイメージとして捉えやすいと考えている。また、ご提案の「積極的に」では、条文の趣旨が変わるため変更できない、という考え方で整理している。このような整理でよろしいか。

(代表者会全員)

- ・ 了解

「財政運営」

説明、意見交換

(事務局：石黒主任)

- ・ こちらも「情報を市民に」とあるが、「情報提供をする先は市議会も加えてほしい」というご意見であった。こちらは考え方として、この項目は、「広報等により市民に市の財政状況について分かりやすく公表する」という趣旨で設けたものであり、「市議会に」を加えると条文の趣旨が変わることになる。また、市議会は、決算認定や検閲・検査等の権限が認められており、詳細な財政状況をいつでも入手できるものと考ええるため、敢えて記載は不要だという整理であるが、それでよろしいか。

(代表者会全員)

- ・ 了解

「審議会等」

説明、意見交換

(事務局：石黒主任)

- ・ 「審議会等」については、原型の条文からだいぶ項目が増えている。項目が増えた理由としては、特別委員会からの「会議の公開」、「会議録の提供」を規定したらどうかというご意見と、「複数委員会の兼務の制限」や「クオータ制」についても規定すべきというご意見があったことである。これらをそれぞれの場所に規定するかどうかということもあったが、全て「審議会」の中に収めてある。
- ・ 対応案の方からいきたい。修正の大きなポイントとしては、まずは、この審議会の制度に関連して、細かい制度などをどこまで規定するのかという問題があった。ご指摘があった制度については、審議会の委員の選任に関する当市の特徴的な制度というこ

とで、記載をしたいという考え方である。

- ・ただその中で、「複数委員会の兼務の制限」については、これは「審議会の設置等に関する指針」というのがあり、そこで運用されている。例えば、男女共同参画のクォータ制については、男女比の配慮は男女共同参画基本条例でしっかり明記されている、ということと比べると、制度としての位置付けが違うという点で、条文の中には具体的に規定できないのではないかと整理している。
- ・ただし、「複数委員会兼務の制限」について、委員選任の中で公平性への配慮も重要であろうという点を気持ちとして汲んで1項の中に「公平性に配慮し」として入れ込んだ。
- ・2項は、男女共同参画ということで、前回のご議論を踏まえてこのような形にしてある。
- ・4項は、「市長等は、市民との情報共有を図るため、別に条例で定めるところにより、審議会等の会議の公開を行う」ということで、公開の話もここに入れてある。今ほどご説明したようなことを下の説明文に入れてある。
- ・結果として、この「審議会」の項目が、「委員選任の手続」と「審議会の公開」という両方について説明するような条文になっている。
- ・公平性への配慮のところについては、先般、複数委員の制限というのが公募市民の部分だけではなく、あらゆるところで大事だということで、このような公平性の配慮というのは全体にかかっているということであり、また、男女共同参画の件は特徴的な取組ということで載せている。文言を含めた中でいかがか。

(代表者会全員)

- ・ 了解

「オンブズパーソン」

説明、意見交換

(事務局：石黒主任)

- ・こちらについては、前回対応済である。「苦情処理等」と項目名を修正することで、順番をひっくり返さないでもそのままよいであろうということで、そのようにしてある。
- ・こちらも、代表者会以外の委員からもご意見をいただいている。「市議会の意見でもよい気がする。『オンブズパーソン』と明記して1項と2項を入れ替えてもよいのではないか」というご意見であるが、いかがか。

(事務局：笹川法務室長)

- ・仮に入れ換える場合の考え方とすると、例えば、オンブズパーソンというのは単なる苦情処理機関ではないということで順番を先にするという考え方もある。自主的に何かを見つけて審議することができるという機能があるので、苦情処理機関というよりは、もう少し広いという意味で、先にするという考え方も成り立つのではないかと思います。

(事務局：石黒主任)

- ・そういう意味で、「等」と入れてある。

(事務局：笹川法務室長)

- ・ そうではあるが、入れ換えてもよいという意見も出てきているので、そういった意味で、そのようにいくのであればという意味で考えた。

(事務局：青山主任)

- ・ 皆さんからご審議いただく中で、「苦情」も様々な内容を含むものであるという話もあったので、そのようなご意見を踏まえて、「その内容及び原因を調査分析し、改善を要すると判断したもの」のような文言を入れさせていただいた。1項では、かなり広い意味での苦情を想定したものとし、その中で対応しなければならないものについては対応するというような趣旨としている。

(3班：小田委員)

- ・ 市民の感覚からいうと、まずは「市民の苦情」への対応の記述が先であろうから、そのような形でよい。

(事務局：笹川法務室長)

- ・ 小田委員の言われるような、市民の感覚から、まずは苦情への対応が先であるということも考え方として示した方がよいのではないだろうか。

(事務局：石黒主任)

- ・ それでは、どんな文言がよいか。「苦情処理」はわかりやすいといえればわかりやすい。

(3班：小田委員)

- ・ 表現はあまりよくないが、市民の苦情に対応することが第一である。

(1班：増田委員)

- ・ それが第一である。市民の感覚からすると、オンブズパーソンがあまり前面に出てしまうと、苦情を言うときは必ずオンブズパーソンを使わなければいけないのか、という誤解も出てくる。オンブズパーソンを使わなくても、いくらでも苦情を申し立てていくことは可能である。

(3班：小田委員)

- ・ そのようなことは、市民の権利として大切である。

(1班：増田委員)

- ・ これは、やはりしっかりとっておく必要がある。

(事務局：石黒主任)

- ・ それでは、今ほどご意見のあった点を踏まえて直したいと思うが、基本的には、項目名は「苦情処理等」ということでよろしいか。

(代表者会全員)

- ・ 了解

「政策法務」

説明、意見交換

(事務局：石黒主任)

- ・ ここでは、市長等が条例を制定する権限があるというふうに取り上げられかねないところのご指摘があった。「制定」という言葉をどの辺まで解釈するか、ということもある。こちらについては諸説あるが、そのような切り口ではなく、もう一度整理をして、元々「政策法務」は果たして市長だけでよいのかというところを考えると、当然、市議会も条例の提案ができるわけであり、そういうことを含めて、主語を「市議会及び市長

等は」として、本来こうあるべきであったところに直させていただいている。

- ・ なお、「市長等は」というところで、条例だけにすると語弊があるので、「条例、規則等」というふうに「規則」も入れた。
- ・ このように「市議会」を主語に明記したという点が、皆さんの考え方と合っているかどうか、その辺についていかがか。

(2 班：田村委員)

- ・ わかりやすい。普通は、「条例等」というところに規則が入るが、「条例、規則等」と入れてくれればわかりやすい。

(事務局：石黒主任)

- ・ では、「条例、規則等」ということで、語弊のないように、そのようにさせていただきます。

(代表者会全員)

- ・ 了解

「危機管理」

説明、意見交換

(事務局：石黒主任)

- ・ こちらについては、「対応」とあるが「対処」ではないかというご指摘であった。こちらは、辞書的な言葉の使い方の問題ということで、先般、「対応」の方が「対処」より広いというご指摘があった。辞書でも改めて確認をし、それぞれ条文の中身を精査した結果、1 項については、「常に不測の事態に備える」という意味で、事前の対応も含んでおり、起こってからだけではないということで、「対応」でそのままにしてある。
- ・ 3 項については、発生時に対処しなければならないということで、「対処」としてある。この辺の使い分けについても、市の危機管理関係の指針も確認したところ、大きなものは割と「対応」というタイトルになっていて、具体的な部分は、この辞書の事例にあるように「対処」となっていたことから、このように分けて整理してある。よろしいか。

(代表者会全員)

- ・ 了解

「都市内分権」

説明、意見交換

(事務局：石黒主任)

- ・ 「都市内分権」については、まず一つは、項目の場所が「市政運営」の中でもよいのではないかということである。こちらについては、根拠としては「地域自治区の話しか載っていないから」ということもあったが、元々これは、今後、条文化する中では分けていくということと、何より都市内分権は特徴的なことであるので、大項目でアピールしたいということから、このままにしたかどうかということではいかがか。
- ・ それと、21 番の次のご意見であるが、「都市内分権」ではなく、「地域自治」という言葉の方が適切ではないかというご意見があった。こちらは用語としてどうするかと

ということで、「都市内分権」とは、「できるだけ住民に近いところで解決されるべき」という点において、地方分権の考え方を都市の内部に当てはめた考え方であり、市民が、それぞれ地域の課題を主体的に解決することができる仕組みをイメージしていることから、項目名を「地域自治」に変えるとその趣旨が変わることになってしまう。

- ・ また、「地域自治」では、どの範囲での「地域」を指しているのかがわかりにくく、「都市内」の文言を用いることが相応しいという考えでいかがか。

(代表者会全員)

- ・ 了解

「地域自治区」

説明、意見交換

(事務局：石黒主任)

- ・ 「地域自治区の中で設置することとしている事務所について、整合を明確にしておく必要があるのではないか」ということであるが、これは、このご意見の中身についてもいろいろな採り方があるかと思う。ただ、市民会議としての考え方は、そもそも事務所の機能の詳細な規定は、地域自治区の制度の根幹に関わるものではないということから、詳細は別途定めることが妥当だろうということで整理されている。
- ・ なお、地方自治法の中でも、地域自治区を設置する場合は事務所を設置する必要があると書かれているが、その「機能」については規定がなく、一律であるという必要はないとされている。
- ・ もう一つ、「委員の公募公選などは規定しなくてもよいのではないか」とのご意見であるが、これは、上越市の制度の根幹だということで載せてある。
- ・ これらについて、このような整理でよろしいか。

(代表者会全員)

- ・ 了解

「コミュニティ」

説明、意見交換

(事務局：石黒主任)

- ・ 「コミュニティ」については、先般、概念の整理をさせていただいた。地域との関わり方の考え方は、ご提案の趣旨のとおりであることから、修正してもよいのではないかと考える。ただ、本条例における「コミュニティ」については、「人」のつながりを出発点とし、多様な考え方や立場の「人」が共通の目的の下に集まることが大切であるということで、「集団」よりも「団体」の方が相応しいと整理した。こちらについては、「地域に関わりながら活動をする市民の団体」とした。このような形でいかがか。

(代表者会全員)

- ・ 了解

「市民投票」

説明、意見交換

(事務局：石黒主任)

- ・ まず、「市民投票の実施を『市民の意見が二分しているとき』」についてのご意見については、市民会議の提言書に関わる意見ではないことから、今回は回答を行わないという整理をした。
- ・ 「4 分の 1 以上」について、「5 分の 1 以上の方がいいのではないか」というご意見であるが、それについては、市政会議、市民クラブのご意見では、「4 分の 1 以上を 5 分の 1 以上にすべき」というご意見と、制度矛盾のご指摘があった。公明党と昆風は 4 分の 1 に賛同したいということで、特別委員会の中でも見解が別れていた。
- ・ 考え方は資料のとおりである。そのまま読み上げると、「本条例では、50 分の 1 以上の連署と市議会の議決が条件となる市民投票も用意していることから、市議会の議決を要件としない市民投票の実施にあたっては、より高い慎重性の確保が必要と考える。市民投票は、特別な重要案件についてのみ実施されるものと考えることから、成立要件の数値は、市議会の解散や市長の解職請求の要件である 3 分の 1 までは必要ないと考えるが、本件は、それに次ぐ要件の厳格性が必要と考えることから、5 分の 1 よりも 4 分の 1 の方が妥当であると考え。なお、市民投票が成立するための最低投票率の要件は、他事例では 50%以上を設定しているケースもあるが、今回は個別条例で定めるものとしている」ということで、制度矛盾についてのご指摘については、最低投票率の要件は個別の条例で定めることにしているため、現在の案では、ご指摘のようなことまで言い切れない部分もあるのではないかと考えられる。
- ・ それで、説明文について、少し修正をしている。今ほど読み上げた考え方をそのまま書いた。皆さんの中では厳格性が大事だということで、そのような考え方を踏まえて整理を行った。
- ・ 代表者会以外の委員からもご意見をいただいている。「総数 4 分の 1 以上」について制度矛盾があるとの見解は適当とは思えないので素案のとおりでよい」というご意見もあった。
- ・ 「4 分の 1 以上」については、このような整理でよろしいか。

(代表者会全員)

- ・ 了解

(事務局：石黒主任)

- ・ 「18 歳以上」については、「高校生についてどう考えているのか」ということであったが、そもそも提言書の素案で「18 歳以上」としたのは、「若者の権利や責任の自覚にもつながり、未来を担う人材を育成する効果が期待されること」、「国民投票法における投票年齢の 18 歳以上への引き下げや世界的な選挙権の動向を踏まえたもの」ということを考慮したものであり、提言書の素案にもそのように記載していたところである。また、「市民投票という市民参画の場面において、高校生であるか否かは考慮すべきではない」という考え方も示してある。
- ・ 代表者会以外の委員からのご意見も同じようなことが書いてあった。
- ・ このような考え方でよろしいか。

(代表者会全員)

- ・ 了解

「最高規範性」

説明、意見交換

(事務局：石黒主任)

- ・ こちらについては、『最高規範性』の書いてある場所を前の方に持ってくるべきではないか」ということであった。
- ・ 代表者会以外の委員からも、『総則』の次に持ってくるのがよいのではないかと意見が1件であったところである。
- ・ しかし、これまでの議論の中では、最高規範を総則の中に位置付けるのではなくて、一つの章としてキチンと設けていること、「改正」の前に位置付けて「最高規範性」を明確にしていることから、現在のとおりでよいのではないかとということで整理を行ったが、このとおりでよろしいか。

(代表者会全員)

- ・ 了解

(事務局：石黒主任)

- ・ 次に、「最高規範性をもっと明確に書くように」というご意見であるが、事務局案としては、これまでの議論の経過を踏まえて、これ以上は難しいのではないかと整理したがいかがか。

(事務局：笹川法務室長)

- ・ 法令上は、条例には条例の書き方があることから、これ以上は無理だと思われる。

(1班：増田主任)

- ・ 問題は、これが無理だということがわかるかどうかである。つまり、一つの条例で他の条例を規制するということは、条例の性格上無理だという点についてふれなくてもよいか。

(事務局：石黒主任)

- ・ 回答の中には、そのような点も書いたほうがよいか。

(事務局：笹川法務室長)

- ・ 条例としては同じレベルのものであるので、これ以上の書き方は無理だということも配慮する必要がある。

(事務局：石黒主任)

- ・ 提言書の素案の方は、具体的に優劣はないということは書いてあるが、市議会への回答の中には、条例同士での関係となるため、現在はこれ以上無理であるという旨を、キチンとそのように書くことでよいか。

(代表者会全員)

- ・ 了解

「条例の見直し」

説明、意見交換

(事務局：石黒主任)

- ・ こちらについては、特別委員会からのご意見としては、「必要があるときには見直しができるようにすべき」というご意見であった。代表者会のご意見としては、やはり5年という期間を区切ることによって、不作為をチェックする仕組みがいるだろうと

ということと、ルールを明確化しなければならないということであった。

- ・ 先般のご議論の中で、今回の規定は5年の定期見直しを謳った上で、見直しが必要に
応じていつでもできるということであり、どちらの際にも、市長は市民の皆さんの意
見を聴くということ、そして、その結果を公表するということはキチンと謳わなけれ
ばならないということであった。
- ・ 修正案を作成する時には、5年の定期見直しと、他に改正があったときの関係性を図
示したものをに入れて分かりやすくする必要もあると考える。
- ・ また、説明も少し丁寧にしてある。まず、「本条例の見直しを行う責務は市長が有し
ており、見直しの方法は5年ごとの条例全体を対象とした定期的な見直しを基本とし
つつ、必要に応じた見直しも可能にしています」とした。ここでのポイントは、以前
は「第一時的な責務は市長が有している」と書いていたが、市長と言い切った上で、
その代わり、必要に応じて見直しができる旨を入れてある。
- ・ 次に、「また、この規定は、市民及び市議会が独自に見直しを行うことを妨げるもの
ではなく、見直しの結果、改正の必要性が生じた場合は、それぞれ改正手続を進める
ことができます」ということで、市民、市議会も見直しはできることを書いている。
- ・ 説明としては、1点目の規定は、「市の長期的な計画に準じて」ということについては、
先般「総合計画をあまり絡めない方がよい」というご意見があり、そのとおりにして
いる。
- ・ 「5年に一度、定期的な見直しを行うことを定めており、条例の施行日から5年ごと
に見直しの結果を市民に公表することを意味しています」ということで、5年の考え
方も、「見直しのスタート時点が5年なのか、終わりの時点が5年なのか」というこ
とがあった。条文の中ではキリがないことから、解説の中で明確に謳っておけばす
っきりするのではないかと思っている。
- ・ 二点目の規定は、「市長が経済社会情勢の変化や市民、市議会からの求めに応じてそ
の必要性を判断して行うものです」ということで、いつでもできるとしている。「必
要に応じて」というのは、市長自身の判断もあり、市民、市議会の求めもあるという
ことで、その旨をはっきりとさせている。
- ・ その後については、以前のとおりである。具体的に見直しのイメージが湧いてきたか
とは思いますが、このような形でいかがか。
- ・ 代表者会以外の委員からも、先ほど申し上げた、「総合計画に準じて」というのがや
やこしいので、ここは落とすという意見があった。このような整理でよろしいか。

(代表者会全員)

- ・ 了解

「改正等」

説明、意見交換

(事務局：石黒主任)

- ・ 「改正等」については、まずは、書き方として、「市民、市議会も改正の提案をする
ことができるので、その旨を設けるべき」というご意見である。これについては、考
え方としては、「本条例は、市民の権利を個別具体的に列挙することを目的とするも
のではなく、市民、市議会、市長の権限の中に条例の制定改廃への関わり方を規定し

ており、改正手続の項目で改めて規定することは必要ない」ということとしている。

- ・ こちらは、先ほど権利・権限・責務を並べて整理した中の「権限」のところで、条例の制定、改廃それぞれ立場が違っているので、そういうところを謳っているということで、敢えてここに書く必要はないのではないかとということである。
- ・ その前段としては、自治基本条例も基本的には条例であるということが大前提としてあった上で、あとはそのような読み替えになっていく。この項目自体を設けている意味は、後ほどまたみていく。こちらについては、これでよろしいか。

(代表者会全員)

- ・ 了解

(事務局：石黒主任)

- ・ 続いて、もう一つのご意見としては、「広く市民の意見を聴くために」の後に、「市民投票を発議し、又はその他」ということで、「改正の手続について、具体的に市民投票というのが代表的な手段であるというような形で例示をしてはどうか」というご意見であった。
- ・ こちらについては、先般、皆さんに「市民投票はどのようなときに使うイメージか」ということをご議論いただき、一言で言えば、「広く市民の意見を聴くための手段として市民投票を実施することは可能と考えるが、主に採るべき手法ではない」ということであった。このような整理でよろしいか。

(代表者会全員)

- ・ 了解

(事務局：石黒主任)

- ・ 続いて、「特別多数議決が改正の時に必要ではないか」というご意見である。こちらについては先般から話をしているとおり、特別多数議決を規定することは地方自治法第 116 条の規定に抵触する恐れが強く、また、市民、市議会、市長等の三者のバランスを崩してしまうことから、規定しないという考え方であるがどうか。

(2 班：田村委員)

- ・ ある議員さんが専門の先生に直接尋ねたら、違法ではないという回答をもらったという話も聞いたこともあり、「違法性が強い」とまでは言う必要はあるのだろうか。

(事務局：笹川法務室長)

- ・ 地方自治法第 116 条は、「この法律に特別の定がある場合を除く外、普通地方公共団体の市議会の議事は、出席議員の過半数でこれを決し、～」と明確に規定されている。
- ・ これについては、例えば、「法令に定があるものの外」であれば、法令の中に広い意味の条例なども入るという意味でいけば、そのような解釈も成り立つというのは有り得るが、条文で「この法律に特別の定がある場合を除く外」と書いてあると、そこはそのような解釈は難しいのではないかと思います。

(2 班：田村委員)

- ・ 何かあった場合に、やはり法の整合がないということになる可能性もあるということから、「違法性が強い」とまでは言わなくても、「抵触する恐れがある」という表現の方がよいような感じもする。

(事務局：笹川法務室長)

- ・ そこはどちらでもよいと思う。いずれにしても、「違法の恐れ」と言っているわけで

「違法だ」とは言っていない。

(事務局：青山主任)

- ・ 事務局でも、同じ先生に相談に伺った際も、「できるかもしれない」というニュアンスでおっしゃられていた。

(3 班：小田委員)

- ・ 私は、特別多数議決そのものが問題だと思っている。民主主義においては、過半数議決という大原則があるわけであり、例えば、市民の（有権者の）3 分の 2 以上から請願があったとしても、市議会で過半数の賛成がなければ改正されないわけである。ここでは逆に、「民主主義の原則を守るべき」と書いていただきたいくらいである。

(2 班：田村委員)

- ・ 私としては、絶えず過半数で改正されるのは困る。

(3 班：小田委員)

- ・ 特別多数議決には、よい場合と悪い場合がある。

(2 班：田村委員)

- ・ それはわかるが、改正する場合は、3 分の 2 以上であったほうがよいと思う。

(事務局：石黒主任)

- ・ これまでの議論の中では、まずは、そもそもこの条例とは何なのかというところから入っていった、最高規範とはこのように捉えよう、それを発展させていこうという観点があった。
- ・ もう一つは、市民・市議会・市長という三者の中でのバランス的なものの見方である。どのような手続としても、改正する場合には最後は必ず市議会の議決が必要となるわけであり、その要件のみを厳しくすることは、三者のバランスの観点からどうだろうかという観点があった。

(3 班：小田委員)

- ・ そういう意味での「バランス」だということである。

(2 班：田村委員)

- ・ まあそれでもよいが、国の法律でも、実際問題として憲法の改正で 3 分の 2 以上の特別多数議決というものがあるわけであり、それとは趣旨は違うのかもしれないが、議決の仕方ということでは同じである。

(事務局：石黒主任)

- ・ ご意見については、それだけ改正に慎重性を求めているお気持ちからのご意見ということだろうか。

(2 班：田村委員)

- ・ ただ、「違法性」というのと「抵触する恐れがある」というのは、だいぶニュアンスが違うと思う。

(事務局：石黒主任)

- ・ 皆さんの考え方としてはいかがだろうか。

(代表者会全員)

- ・ 通常の議決によることに了解。

(事務局：石黒主任)

- ・ 最後になるが、「改正等」の中で市長のところだけこのような手続を定めていること

についてである。先般のご議論を踏まえて、「市長の権限乱用を防止する観点から」という言葉を入れたわけであるが、これについては少し不適切ではないかということで、無い方がよいのではないかということであった。

- ・ 不適切かどうかという判断の部分もあるが、もともとは、考え方として、大事なことを逆手にとったというか、明確にする意図で入れた言葉であった。
- ・ ただ、修正内容としては、もともと市民参画の観点でこの手続を設けたということがあり、その趣旨を明確にするということで、敢えて「乱用防止」を落として、解説の中で思いを強める形でいかがだろうか。
- ・ 「改正」の説明のところであるが、まず、「この項目は最高規範の改正に相応しい慎重性を確保する観点と、改正の発議に至るまでの過程が市民参画の下で行われることを重視する観点から、市長が発議を行う場合の手続を規定したものです」ということで、その次に「この条例は通常の手続で改正される」とあり、「そのような中で、市長が改正の発議を行う場合は…」と手続を書いている。
- ・ 最初に、そもそもこの「改正手続」の規定は通常の条例であればいらないわけであるが、では何故載せたのかというところを市民参画という観点で書いている。このような形で修正することはいかがか。

(代表者会全員)

- ・ 了解

(事務局：石黒主任)

- ・ 今後は、本日の内容をしっかりと提言書の素案に落とし込んで、全体会で直したのも付けて、素案から今度は提言書案ということで修正を行いたい。
- ・ 解説の部分については、当然、条文を直せば全部変わってくるので、微修正する部分は多々ある。そちらは事務局で、本日のご議論の結果を受けて作業をさせていただくことでよろしいか。
- ・ 法務室にも相談しながら作業を行っているところであるので、字句の修正や言葉の使い方で若干修正があるかと思うが、その辺は、次回に改めてその箇所をご説明させていただき、提言書として最後の取りまとめをしていきたい。

(事務局：青山主任)

- ・ 次回、細かな修正はあると思うが、基本線は、本日ご議論いただいたもので修正をさせていただき、それをもって 11 月 13 日に全体会に諮らせていただくがよろしいか。

(代表者会全員)

- ・ 了解

(事務局：青山主任)

- ・ では、そのように、案内等も含めて、こちらの方で段取りをさせていただくので、よろしく願いしたい。

(3 班：小田委員)

- ・ 提言書の会議の経過などのところの会議の開催回数とかが変わっているので、これは直していただきたい。

(事務局：石黒主任)

- ・ 了解した。文章の中の回数と表を全て確認する。

- ・ 全体会の進め方については、基本的には、代表者会以外の委員から受けたご意見についてこのように整理したということと、特別委員会のご意見を受けてこう整理したところを説明させていただき、そこは全部を説明するという形ではないと思うが、代表者会の皆さんから補足等があったら、当日ご発言をお願いしたい。

(1 班：増田委員)

- ・ 1 点だけ確認だが、「審議会」のところで、「男女数に配慮する」という項目が入ったが、「都市内分権」のところで、「地域協議会の関係について意見がありました」と解説に書いてある。そのときに、そのどちらも市長の附属機関であることについて、どのように考え方を説明できるのか。その部分の考え方が必要である。

(事務局：笹川法務室長)

- ・ その部分については、基本的には公平であるので、手を挙げていただければ誰でも機会の均等はある。

(1 班：増田委員)

- ・ そこへ行く前に、ここで言っている「審議会」と「地域協議会」が別物だと言えるのか。

(事務局：笹川法務室長)

- ・ 法的には、諮問機関には変わらないが、選ぶ制度が違うということである。地域協議会の委員は公募公選であり、他の審議会は公選ではなくて市長が任意で選んでいる。だからこそ、地域協議会は代表性をもっているわけであり、市民の意思が反映されるというときに、その意思の表現に当たって、男女数という制限をかけるのが相応しいのかどうかということがある。

(1 班：増田委員)

- ・ もし、応募者が委員定数に達しないときに、市長が任意で追加選任するに当たっては、そのときは男女比に配慮するということは言っているのか。

(事務局：笹川法務室長)

- ・ そうである。

(5 班：種岡委員)

- ・ 表現についてであるが、最初のところで「経済社会情勢」と書いてある。あまり「経済情勢」で変えられることがないと思うので、「社会経済情勢」として、どちらかというと「社会情勢」の方をメインに持ってきた方が理解しやすいのではないかと。「経済社会」だと「経済」だけの話に捉えられるようになると困る。

(事務局：石黒主任)

- ・ 「見直し」のところも「経済社会情勢」という言葉を使っている。「社会経済情勢」がよいのかどうか。一般的にはどうなのであろうか。

(3 班：小田委員)

- ・ 私にもよくわからない。

(事務局：笹川法務室長)

- ・ 他の法律そのものに出てくるのは、確か「経済社会情勢」である。「社会経済情勢」という言葉はなかったと思う。
- ・ ただ、「社会情勢」という言葉は、もしかしたらあるかもしれない。用語検索をした際に、「経済社会情勢」と「社会経済情勢」で検索したので、「社会情勢」は検索して

いない。

(事務局：青山主任)

- ・ 「自治体経営」が「基本原則」の中に入っているので、「経済」も関係あると考えている。

(事務局：笹川法務室長)

- ・ 前にもお話ししたかと思うが、条文の表現の中の「者」という字について、法律の中では「自然人」と「法人」というのが基本的な意味であり、これで全ての法律が書かれている。ただ、この「者」というのは、我々は「者」と呼んでいるが、「著」というのは、上から下へ見下したように読める、というご指摘をいただいたことがある。
- ・ 今回は、この条文の中で、一般的な法律用語なのでそのまま「者」を使っており、これについては特別委員会からも特段ご指摘もなかった。皆さんから見たときに、どう感じられるか。
- ・ 当然、「第三者」など、そのようなものはある。この条例の中には、「市民」の定義の中に「法人」などの団体も入れているので、「者」であったとしても一言言うにはよいと思っている。基本的にはこのままでよろしいか。

(代表者会全員)

- ・ 了解

(事務局：笹川法務室長)

- ・ では、基本はこれでいかせていただく。

(横山委員)

- ・ オンブズパーソンというのは制度なのか、機関なのか。

(事務局：笹川法務室長)

- ・ 機関である。市長の諮問機関である。オンブズパーソンという機関がやることを含めてオンブズパーソン制度と言っている。

(横山委員)

- ・ 「上越市では、この言葉をこういう意味で使っている」という意味では、条例の中で鍵括弧付け、あるいは解説や説明文の中で鍵括弧付けで上越市が使っている用語訳を付け加えるわけにはいかないか。条文の中で敢えてできないにしても、解説の中で、上越市が採用している日本語訳を付け加えるわけにはいかないか。例えば、単語一つ取ってもいろいろな採り方がある。

(事務局：笹川法務室長)

- ・ 「オンブズパーソン」という言葉そのものは日本語訳がなく、「オンブズパーソン」そのままである。「オンブズパーソンとは、何々を行う機関です」くらいを解説の中で入れるのもよいかと思う。

(事務局：石黒主任)

- ・ 「パブリックコメント」であつたら、「パブリックコメント（意見公募手続）」というように、日本語でキチンとわかるようにするということか。

(横山委員)

- ・ そうしておいた方が、詳しく意味を理解できると思う。例えば、辞書で調べてもいろいろな意味がある場合、どの意味でその言葉を採用しているのかとってしまう。

(事務局：笹川法務室長)

- ・ 「オンブズマン」であれば、もう少しわかりやすいか。
- ・ 昔は「オンブズマン」というところが多かったが、男性だけではないということから「パーソン」となった。男女共同参画の観点からそうなったわけである。

(1 班：増田委員)

- ・ もう一つ混乱する要因としては、新潟市などは、公的なオンブズパーソンではなく、市民オンブズパーソンである。もしかして、その辺りが混乱している人がいるかもしれない。

(事務局：笹川法務室長)

- ・ では、ここについて少し説明を補強していく。
- ・ 日本語訳ができなければ、例えば、「苦情を処理して勧告する機関」のような形で、意味がわかるように表現を考えてみたい。

(3 班：小田委員)

- ・ 頭の部分で書いた方がよい。その上で、だからオンブズパーソンの設置について明らかにするということで。「オンブズパーソン」に括弧して、こういうことと書けば、それでもわかる。括弧して表現しているものは結構ある。「パブリックコメント」も括弧して書いている。

(事務局：石黒主任)

- ・ 説明の中で、どのような形になるかは別にして、工夫して整理してみたい。

(事務局：青山主任)

- ・ 次回は 11 月 9 日の金曜日に開催するのでよろしくお願いします。
- ・ それでは、これで本日の代表者会を終わらせていただきたい。長時間に渡りご議論いただき、感謝申し上げます。

8 問合せ先

企画・地域振興部 企画政策課 自治推進室 TEL：025-526-5111(内線 1584、1449)
FAX：025-526-8363
E-mail：jichi@city.joetsu.lg.jp

9 その他

別添の会議資料もあわせてご覧ください。